

診療所開設許可申請書の記載要領

事案	医師又は歯科医師以外の者（医療法人等）が診療所を開設する場合		
根拠法令	医療法第7条第1項及び同法施行規則第1条の14第1項		
提出期限	事前（保健所との調整は余裕をもって）	様式	2
添付書類	<p>1 管理者の医師免許証の原本及び写</p> <p>2 管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写 又は 臨床研修修了登録証の原本及び写並びに再教育研修修了登録証の原本及び写</p> <p>3 管理者の履歴書</p> <p>4 敷地平面図</p> <p>5 周囲の見取図</p> <p>6 建物平面図</p> <p>7 定款、寄附行為、条例等</p> <p>臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。</p> <p>再教育研修修了登録証の添付が必要となる場合は、当該医師が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合。</p> <p>※ 麻酔科標榜許可証の原本及び写（麻酔科を標榜する場合）</p> <p>※ 勤務先管理者（院長）の同意書（管理者が他の病院等に勤務する場合）</p> <p>※ 開設者が医療法人の場合、管理者が医療法人の理事に就任していることが確認できる資料（理事会の議事録等）ただし、管理者が医療法人の理事長もしくは理事であることが定款から確認できる場合は添付不要</p> <p>※ 調剤所未設置理由書（院内調剤を行わないため、調剤所を設置しない場合） （歯科診療所を除く）</p>		
提出部数	2 部		
手数料	18,000円（保健所窓口にて現金収納）		

様式の記入要領

「開設者」欄	<p>1. 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。</p> <p>2. 「印」は、法務局へ届け出た法人印を使用する。</p>
1 開設者の住所・氏名	<p>1. 開設者の住所地とは、法人の場合にあっては、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。</p> <p>2. 氏名は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。</p>
2 診療所の名称	<p>医療法に違反する名称でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、法人名を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反するものや、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められません。

診療所開設許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
3 開設の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。「〇×ビル〇階」
4 診療科目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療法第6条の6及び同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知) 2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。
5 開設の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診療所を開設する目的を具体的に記載する。 2. 定款、寄附行為等に基づき記載する。 (例)・適正かつ科学的な医療を普及する。(医療法人の場合。) ・会社従業員の健康管理を目的とする。(企業内診療所の場合。)
6 維持の方法	<p>診療所を財政的に維持する具体的な方法を記載する。 (例)・社会保険診療報酬等による。(医療法人の場合。) ・会社で全経費を負担する。(企業内診療所の場合。)</p>
7 管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者の住所は、医師個人の住所地(住民票のある住所地)を記載する。 2. 臨床研修修了登録証又は免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。
8 従業員の定員	<p>定員とは、開設者が定めた必要人員数(従業員数)のことである。 診療所においては、従事者数の法定基準はありませんが、医療を提供するために必要な適切な人員を確保するものとする。(療養病床にかかるものを除く。)</p>
9 敷地の面積	<p>診療所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第2位まで。) 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。</p>
10 周囲の見取図	<p>診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(地図の写しも可。)</p>
11 建物の構造概要及び平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 (小数点第2位まで。) 2. 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 (小数点第2位まで。) 3. 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。
12 病室数及び病床数	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有床診療所にあつては、病室数及び病床数を記載する。 2. 無床診療所の場合は、0を記入する。
13 歯科技工室の概要	<p>歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を○で囲む。</p>
14 開設者が法人である場合は定款・寄附行為又は条例	<p>定款、寄附行為等は理事長による原本証明が必要。</p>
15 開設予定年月日	<p>診療所を開設する予定日(保険診療を始める日ではない。)を記載する。</p>

診療所開設許可申請書の記載要領

添付書類の記載要領	
管理者の医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	<ol style="list-style-type: none"> 1. 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けた者。）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 2. 氏名・本籍地を変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合は両面コピーをした写が必要。 3. 臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。
管理者の履歴書	氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）を記載の上、押印する。
敷地平面図	敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に記載する。
周囲の見取図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（地図の写しも可。） 2. 最寄り駅、バス停などを記載する。
建物平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診療所部分が明確に分かるよう、赤エンピツで囲む。 2. 寸法、面積及び各室名を記載する。 3. 診療所面積を記載する。 4. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 5. 洗面台及びシンク等、壁や床の固定物を記載する。
定款、寄附行為、条例等	法人代表者の原本証明が必要。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写を添付する。 この場合、医師免許証と同様、原本を持参する。 2. 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。 3. 院内調剤を行わないため、調剤所を設置しない場合は、医薬品の適正管理を確認するため、調剤所未設置理由書を添付する。